

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第62号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
徴収費用額				徴収費用額			
世帯の階層区分		徴収費用額 (月額)	加算額 (月額)	世帯の階層区分		徴収費用額 (月額)	加算額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	[略]		A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	[略]	
[略]				[略]			
D <sub>1</sub>	[略]	30,000円以下	[略]	D <sub>1</sub>	[略]	15,000円以下	[略]
D <sub>2</sub>		30,001円から 80,000円まで		D <sub>2</sub>		15,001円から 40,000円まで	
D <sub>3</sub>		80,001円から 140,000円まで		D <sub>3</sub>		40,001円から 70,000円まで	
D <sub>4</sub>		140,001円から 280,000円まで		D <sub>4</sub>		70,001円から 183,000円まで	
D <sub>5</sub>		280,001円から 500,000円まで		D <sub>5</sub>		183,001円から 403,000円まで	
D <sub>6</sub>		500,001円から 800,000円まで		D <sub>6</sub>		403,001円から 703,000円まで	
D <sub>7</sub>		800,001円から 1,160,000円まで		D <sub>7</sub>		703,001円から 1,078,000円まで	
D <sub>8</sub>		1,160,001円から 1,650,000円まで		D <sub>8</sub>		1,078,001円から 1,632,000円まで	
D <sub>9</sub>		1,650,001円から 2,260,000円まで		D <sub>9</sub>		1,632,001円から 2,303,000円まで	
D <sub>10</sub>		2,260,001円から 3,000,000円まで		D <sub>10</sub>		2,303,001円から 3,117,000円まで	

D <sub>11</sub>	3,000,001円から 3,960,000円まで
D <sub>12</sub>	3,960,001円から 5,030,000円まで
D <sub>13</sub>	5,030,001円から 6,270,000円まで
D <sub>14</sub>	6,270,001円以上

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

D <sub>11</sub>	3,117,001円から 4,173,000円まで
D <sub>12</sub>	4,173,001円から 5,334,000円まで
D <sub>13</sub>	5,334,001円から 6,674,000円まで
D <sub>14</sub>	6,674,001円以上

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の母子保健法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条の規定に基づく養育医療の給付（以下「給付」という。）及びこの規則の施行の際現に行われている給付のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収費用額について適用し、当該給付のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付に係る徴収費用額については、なお従前の例による。